

鳥取県公報

毎朝火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇規 則 小田地開發整備費補助金交付規則
鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例施行規則

◇告 示 土地改良区設立認可
土地改良事業計画の縦覧

肥料の登録

農林漁業地域の指定

土地改良区設立認可

土地改良事業認可

土地改良区定款変更認可

土地改良区設立認可

◇選挙告示

土地改良区役員の退任及び就任
使用料手数料の額の一部減額
政党、協会その他の団体の解散の際における
收支報告書要旨

◇人委規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の
一部改正

◇公 告

県有林立木の一般競争入札

規 則

小田地開發整備費補助金交付規則をここに公布する。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県知事

遠藤

茂

鳥取県規則第五十七号

小田地開發整備費補助金交付規則

（総則）

第一条 知事は、小田地開発整備事業に要する経費に対しこの規則により予算の範囲内において補助金を市町村に交付する。

(経費および補助率)

第二条 前条に規定する経費およびこれに対する補助率は、次のとおりとする。

- 一 市町村が小田地開発整備要綱により事業を行うために要する経費ならびに土地改良区、農業協同組合、森林組合、共同施行者等が小田地開発整備要綱により事業を行うために要する経費につき市町村が補助するに要する経費
- 二 小田地開発整備事業の事業種目ごとにそれぞれ次に掲げる率
 - イ 農道 当該事業費の十分の二以内
 - ロ 機械揚水および畑地かんがい 当該事業費の十分の四以内
 - ハ 客土、床締、暗きま排水、ため池、頭首工、用排水路、区画整理、共同増反開墾、開拓附帯地草

生改良、牧野草生改良、牧野隔障物設置、牧野かんがい排水、牧道および林道

当該事業費の十分の三以内

三 その他知事が一から三までに掲げる事業に準ずる事業として特に承認した事業

当該事業費の十分の三以内

(交付の申請)

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類正副四部を事業計画概要承認の日から一箇月以内に知事に提出しなければならない。

- 一 補助金交付申請書(様式第一号)
- 二 事業効果調査書(様式第二号)
- 三、その他知事が必要と認める書類

(変更の承認申請)

第四条 補助金の交付を受けるものが、前条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、次に掲げる書類正副四部を提出して知事の承認を受けなければならない。

一 事業計画変更承認申請書(様式第三号)

二 変更設計対照表(様式第四号)

(事業遂行が困難となつた場合等の手続)

第五条 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となつた場合においては、その理由および補助事業遂行の状況を記載した書類正副四部を知事に提出してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第六条 補助金の交付を受けるものは十二月末日現在において、状況報告書(様式第五号)を作成し翌月二十日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第七条 補助金の交付を受けるものは、次に掲げる書類正副四部を補助事業完了の日から起算して二十日以内に知事に提出しなければならない。

- 一 実績報告書(様式第六号)
- 二 事業効果調査書(様式第二号)

三 その他知事が必要と認める書類

(検査)

第八条 知事は、必要があると認めるときは、事業の実施につき関係吏員をして随時検査させ又は指導上必要な処置をとらせることができる。

(補助金の還付)

第九条 補助金の交付を受けたものが、次の各号の一に該当する場合には、知事は補助金の全部または一部の還付を命ずることができる。

- 一 この規則に違反したときまたは事業の施行について不正の行為があつたとき
- 二 補助金交付の条件に違反したとき
- 三 事業の施行方法が不相当と認められたとき
- 四 事業の停止、廃止等により事業実施の見込がないと認められるとき

附 則

1 この規則は公布の日から施行し、昭和三十一年度の補助金から適用する。

(2)

事業種目	計		画		出		来		高		残	
	地区数	事業量	事業費	円	地区数	完了	事業量	事業費	円	進捗度	事業量	事業費
										%		

(注) 進捗度は事業費割合とする。

様式第6号

鳥取県知事

殿

〇〇市町村長 氏

名 〇

昭和 年 月 日

昭和〇〇年度小国地開発整備費補助金実績報告書
 〇〇市町村長 氏 〇〇市町村長 氏 〇〇市町村長 氏
 昭和 年 月 日付受農政第 号に基づき下記のとおり小国地開発整備事業を実施したので小国地開発整備費補助金交付規則により報告します。

(注) 記の様式は交付申請書の記の様式に準じて作成するものとする。

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例施行規則をここに公布する。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第五十八号

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例施行規則

(設備の使用)

第一条 鳥取県工業試験場(以下「試験場」という。)の設備を使用しようとする者は、使用願書(様式第一号)を試験場に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 試験場長は、前項の使用願があつたときは、その使用が目的に反せず、自己の試験研究に支障のない限りこれを許可しなければならない。

3. 使用者は、その設備の使用に当つては、係員の指示に従わなければならない。

(試験検定分析鑑定に依頼)

第二条 試験場に試験、検定、分析及び鑑定(以下「試験」

と「検」という。)を依頼しようとする者は、試験依頼書(様式第二号)に必要な供試物件を添え、試験場長に提出しなければならない。

(試験のための職員の派遣)

第三条 試験のため、特に職員の派遣を受けようとする者は、職員派遣申請書(様式第三号)を試験依頼書に添え、試験場長に提出しなければならない。

(供試物件)

第四条 供試物件は、次の方法により提出しなければならない。

一、液状又は湿りやすい物品は、清潔なガラス又は磁製器に収めること。

二、固形物は適宜清潔な容器に収めること。

三、容器には品名及び試験依頼者の住所氏名を明記すること。

第五条 供試物件は特別の場合の外は、これを返還しない。

第六条 供試物件で試験上必要があるときは更に提出を

求めこれに應じないときは、試験を拒絶することとなる。

(試験結果)

第七条 試験を終つたときは試験成績書(様式第四号)を依頼者の必要に応じて交付する。

(調整加工の依頼)

第八条 試験場に、各種の調整加工を依頼しようとする者は調整(加工)願(様式第五号)を加工したもつては、その原料を添え、試験場長に提出しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

様式第一号

工業試験場設備使用願

- 1 使用施設名称
- 2 使用期間
- 3 使用目的

上記のとおり使用方お願ひします。

使用者住所

氏名

印

鳥取県工業試験場長 殿

様式第二号

試験依頼書

- 1 受 験 品 名
- 1 産地若しくは製造地及び製造者名
- 1 試験の目的
- 1 使用の目的
- 1 試験手数料
- 1 その他

上記のとおり試験を依頼します。

昭和 年 月 日

依頼者住所

氏名

印

鳥取県工業試験場長 殿

様式第三号

職員派遣申請書

昭和 年 月 日 依頼しました 試験は下記の理由により実地において施行する必要がありますので職員を派遣して下さいますよう申請します。

試験を行う場所 県 市 郡 町 村

記

昭和 年 月 日

申請者 住所 氏名

印

鳥取県工業試験場長 殿

様式第四号

鳥工試第 号

試験成績書

依頼者 住所 氏名

1 供 試 品 名

2 数 量

昭和 年 月 日付を以て御依頼の上記供試品について施行した試験()の結果は下記のとおりであることを証明します。

昭和 年 月 日

鳥取県工業試験場

試験担当者 氏 名 印

様式第五号

調整(加工)依頼書

- 1 調整(加工)品名及び数量
- 2 調整(加工)の内容
- 3 加工の原料(名称数量)
- 4 希望用件
- 5 手 数 料

上記のとおり調整(加工)を依頼します、

昭和 年 月 日

依頼者 住所 氏名

印

鳥取県工業試験場長 殿

告示

鳥取県告示三百七十五号

東伯郡東伯町浦安藤吉健治外十四人の者から申請のあつた浦安土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月二十一日認可した。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示三百七十六号

一、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、気高郡気高町大字高江、田中市怡外十四人の者から高江土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のような縦覧に供する。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一、縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

定款の写

二、縦覧の期間

昭和三十一年八月二十九日から同年九月十七日まで

三、縦覧の場所

気高郡気高町役場

四、異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第一項の規定により、賀露農業協同組合から、農業協同組合の行う土地改良事業の認可の申請があつたの

で、当該土地改良事業について詳細な審査を行つた結果適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一、縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 規約の写

二、縦覧の期間

昭和三十一年八月二十九日から同年九月十七日まで

三、縦覧の場所

鳥取市役所

四、異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面により知事に申し立てること。

鳥取県告示三百七十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分 (パーセント)	生産者名
鳥取県 第二三七号	高城麥配合一号	窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性リン酸 内水溶性リン酸 加里全量 内水溶性加里	倉吉市 上福田四八二 高城農業協同組合 組合長理事 吉田 知則
		八八六八八七、七 八八七二二〇〇	

鳥取県 第二三八号	高城麥尿素配合	窒素全量 磷酸全量 内拘溶性磷酸 加里全量 内水溶性加里	〇〇〇〇 二二二二 五五二二五	右 全	右 全
--------------	---------	--	-----------------------	--------	--------

鳥取県告示第三百七十九号

新農山漁村建設総合対策要綱（昭和三十一年四月六日閣議決定）に基く昭和三十一年度農林漁業地域を次のと

おり指定する。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

番号	農林漁業地域名	地 域	の 範 囲
一	鳥取市千代地域	鳥取市のうち旧美穂村旧大和村旧神戸村の区域	
二	倉吉市久米地域	倉吉市のうち旧高城村、旧北谷村の区域	
三	米子市南部地域	米子市のうち旧五千石村、旧尙徳村、旧成実村の区域	
四	河原町西部地域	河原町のうち旧八上村、旧西郷村、旧散岐村の区域	
五	佐治村地域	佐治村の区域	
六	赤碕町地域	赤碕町の区域	
七	岸本町地域	岸本町の区域	
八	江府町地域	江府町の区域	
九	境港市南部地域	境港市のうち旧中濱村、旧余子村、旧渡村の区域	
〇	岩美町北部地域	岩美町のうち旧東村、旧浦富町、旧田後村、旧網代村旧大岩村の区域	
一	青谷町地域	青谷町の区域	

一一	三朝町南部地域	三朝町のうち旧旭村、旧竹田村の区域
一二	関金町地域	関金町の区域
一三	会見町地域	会見町の区域
一四	根雨町地域	根雨町の区域
一五	根雨町地域	根雨町の区域

鳥取県公示第三百八十号

日野郡黒坂町大字下黒坂、梅林貞治外十四人の者から申請のあつた下黒坂土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月二十四日認可した。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中井手土地改良区の定款変更について、昭和三十一年八月二十四日認可した。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、中井手土地改良区が新たな土地改良事業を行うことについて、昭和三十一年八月二十四日認可した。

昭和三十一年八月二十八日

鳥取県告示第三百八十三号

倉吉市志律、森下秀義外十四人の者から申請のあつた志律土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月二十四日認可した。

昭和三十一年八月三十一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百八十四号

鳥取市上砂見武田操外十四人の者から申請のあつた上砂見土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月二十四日認可した。

昭和三十一年八月二十八日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百八十五号

倉吉市國分寺小谷辰蔵外十四人の者から申請のあつた國分寺土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月二十四日認可した。

昭和三十一年八月二十八日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年八月十八日
鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

江北土地改良区 理事 森本 米蔵 東伯郡北条町大字江北

西村 米蔵

米本 豊

豊岡 美喜

石井 初蔵

友定 茂一

門脇興喜蔵

井上 久平

野崎 克之

山本 凉三

井上 菊松

大字国坂

中口千代太郎 大字江北

大國村第一 監事 操上郁太郎 大字江北

土地改良区 理事 吉原 正 西伯郡西伯町大字西

影井 信夫 大字絹屋

前谷 繁治

花田 吉治

大前 勉

持本 榮壽 大字西

吉畑政太郎

遠藤 隆次

谷口英次郎 西伯郡西伯町大字与一

田中 榮一 大字原

監事 竹本 英一 大字絹屋

深田 徳重

就任した役員の名及び住所

江北土地改良区 理事 森本 米蔵 東伯郡北条町大字江北

西村 米蔵

米本 豊

豊岡 美喜

友定 茂一

石井米太郎

橋田 典久

井上 久平

野島 克之

山本 凉三

井上 菊松

中口千代太郎

監事 石水 好知 大字江北

大國村文一 土地改良区 理事 吉原 正 西伯郡西伯町大字西

影井 信夫 大字絹屋

前谷 繁次

花田 吉治

前田 且治

持本 榮壽

吉畑 正晴

檀田 節善

大字西

大字鍋倉

谷口英次郎 大字興一谷
 田中榮一 大字原
 監事 影本 博 大字絹屋
 竹本 英一 大字原

鳥取県知事 遠藤 茂
 選管告示

鳥取県告示第三百八十七号

鳥取県保健所および鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により昭和三十一年九月一日から同年同月七日までの間、梅毒血清反応検査料を五十円に減額する。
 昭和三十一年八月二十八日

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。
 昭和三十一年八月二十八日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正 雄

政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨

- 一、種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書
- 二、期間 昭和三十一年七月一日から昭和三十一年七月十二日まで（鳥取洋服商組合）
 昭和三十一年七月一日から昭和三十一年七月二十四日まで（日本助産婦会鳥取県支部）
- 三、報告書の要旨

政党協会その他 の団体名	寄附及び 収入又は寄 附の総額		一件千円以上の 一件五百円以上 の寄附		支出の 総額		一件千円以上の 一件五百円以上 の支出		報 告 書 受 理 年 月 日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
鳥取洋服 商組合	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭三一、七、二五
日本助産婦 会鳥取県支 部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭三一、八、一六

四、主たる寄附者及び支出

- （一）寄附者該当なし
- （二）支出該当なし

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第

政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨

- 一、種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書
- 二、期間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年六月三十日まで（定期）
- 三、報告書の要旨

十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党協会その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。
 昭和三十一年八月二十八日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正 雄

